

関係法令等

○空家等対策の推進に関する特別措置法（一部抜粋）

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもつて構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○栗東市空家等対策条例（一部抜粋）

（栗東市空家等対策協議会）

第26条 特定空家等に係る措置の実施等に関し必要な事項を調査し、協議するため、法第7条第1項の規定により、栗東市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

○栗東市空家等対策条例施行規則（一部抜粋）

（栗東市空家等対策協議会）

第13条 条例第26条に規定する栗東市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関する事項
- (3) 特定空家等の認定に関する事項
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (5) その他協議会において必要と認められる事項

（組織）

第14条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第2項の規定により、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 建築、不動産及び法務関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

- 3 前項第4号に規定する委員が会議に出席できないときは、市長の承認を得て、当該委員が適当と認める者を代理委員として出席させることができる。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 協議会に副会長を置き、会長が委員の中から指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第17条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が未定の場合、市長が必要に応じて会議を招集するものとする。

- 2 協議会は、委員及び臨時委員の総数の2分の1以上が出席しなければ協議会を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、市長に対し第15条に定める臨時委員の設置について意見を述べることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議にその他の関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(専門部会)

第18条 協議会は、必要があると認めるときは、空家等の対策及び施策について専門的な知識、資格又は経験を有する者で、協議会の委員（臨時委員を含む。）の中から選出された委員（以下「部会委員」という。）による専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会委員若干名で組織する。
- 3 専門部会に、部会長1人を置き、部会委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を統括する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。

(専門部会の会議)

第19条 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。ただし、部会長が未定の場合、会長が必要に応じて専門部会の会議を招集するものとする。

2 部会長は、より専門性の高い議論を行うため、出席議員を限って会議を招集することができる。

3 専門部会の会議の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認められるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 専門部会の会議は、原則非公開として行う。

## ○栗東市附属機関等の会議の公開に関する要領（一部抜粋）

### 第3 会議の公開の基準

会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開する。

① 法令又は条例に非公開の定めのある場合

② 次に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合

ア 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

イ 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他明らかに正当な利益を害すると認められるもの

ウ 市の要請を受けて、公開しないことを条件として任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないことその他の条件を付したことが当該情報の性質、情報の提供、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

エ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、協力等により市が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報

オ 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報

カ 市又は国等の事務事業に係る意思形成の過程における審議、協議、企画、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、その事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障を生ずるおそれのある情報

キ 市又は国等が行う検査、監査、取締り、許可、認可、試験、審査、争訟、入札、交渉、涉外、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより当該若しくは同種の事務事業の目的を失わせ、又は公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

### 第4 公開・非公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等の長がその会議において行うものとする。

附属機関等の長は、会議を公開しないと決定した場合は、適用した非公開基準（第3 会議の公開の基準の各号に掲げるものをいう。）を明らかにしなければならない。